



新勤評反対訴訟団ニュース 第31号

09年 12月 05日
新勤評反対訴訟団
事務局

〒530-0047
大阪市北区西天満4丁目
3-3 星光ビル1階
連絡先：06-6311-1250

11月13日 控訴審第4回法廷

新たな段階に入る新勤評制度との闘い

「弁論終結」を一方的に強行した裁判長に怒りの法廷

判決期日は、2月19日（金） 午後4時

大阪地裁・高裁 202号法廷 集合：午後3時30分 1階 ロビー

地下鉄御堂筋線・京阪電車 淀屋橋駅下車 徒歩5分

第5回 法廷報告集会 場所：エルおおさか 7階 708号室

地下鉄・京阪 天満橋 徒歩5分

裁判長は、11月13日の第4回法廷で一方的に「弁論の終結」を宣言し、判決期日を2010年2月19日(金)午後4時と通告すると、大急ぎで法廷から逃げ去りました。法廷は、怒りと不信が入り交じった声でどよめきました。

私たちは、新たな証人を申請し、一審では確認できなかった新たな証拠を突きつけ、事実認否を行うよう被控訴人(大阪府)に要求し、徹底した審理を要求していました。裁判所は、私たちの要求をことごとく却下してきました。

状況は厳しいです。しかし、上記の通り判決期日が確定しました。判決法廷への最大限の結集をお願いします。

学者証人も教員証人も

教育の主体である「生徒」証人もすべて「却下」！！

第3回法廷で、私たちは、鑑定意見書を提出した中田康彦さんと「評価・育成システム」が子どもたちへの人権侵害につながっている事実を陳述した支援学校教員の2人を証人として申請していました。被控訴人(大阪府)は、9月24日に証人申請の却下を要求。私たちは、10月8日に反論書を提出しました。しかし、裁判所は、土日を挟んですぐの10月14日に「証人申請の却下」を通告してきました。法廷期日以外の一方的な「却下通告」は、異例なことです。裁判長には、最初から「次回

結審」ということしか頭になかったのです。

法廷当日、裁判長は、最初から顔をこわばらせて入廷してきました。私たちは、中田証人を含む2人の証人申請が却下された後も、「評価・育成システム」によって人権侵害を受けた府立高校卒業生を新証人として申請していました。当時生徒であった証人は、本件裁判にとって極めて重要な証拠であることを私たちは強調しました。卒業生本人も、意見陳述書で必死に訴えました。しかし、裁判長はこれらをことごとく「却下」しました。裁判長は、証拠となる書証の確認さえ忘れて「終結」と言いかけ、左陪席から指摘されるほど、「終結」することしか頭になかったようです。

被控訴人（大阪府）も、「終結」優先のために事実認否と反論を拒否

（私たち）控訴人側弁護士は、今回提出した第2準備書面で主張している中の次の3点にわたって、被控訴人（大阪府）に認否と反論を要求しました。

「府立学校や市町村立学校における学校教育目標が、校長のみならず教員集団や教員以外の職員等の意見を踏まえ、さらには保護者や地域住民の意見をも参考にしたうえで策定される」という大阪府側主張に対して、私たちは情報開示した新証拠に基づいて、これらがまったく「架空」であることを証明しました。この証拠・主張に対する認否。

私たちは、自己申告票を提出する法的義務を要求することは、憲法26条の子どもの学習権を侵害し、同23条の教員の教育の自由を侵害すると主張してきました。これらはいずれも精神的自由権の侵害であるから、被控訴人には、同自由権の侵害ではない立証責任を負うが、いまだその立証が行われていないことに対する反論。

自己申告票不提出者に対して、規則などで授権がなされず、勤務評定がなされないまま昇給及び勤勉手当の成績率が決定されていることは、地公法40条1項に反する明白な法律違反であるとの主張に対する反論。

大阪府側代理人は「認否・反論」の必要性に触れながら、「それをやっていたら、本日終結できないので」と、これを拒否しました。私たちは裁判官の良心に従って公正な判決を行うよう要求します。

新勤評反対運動の新たな段階に向きあいはじめた報告集会

冠木・中島両弁護士は、裁判所が行政機関に転落していることを今日の法廷は示したこと、中田康

彦さんの証人尋問が実現できなかった無念を語りましたが、訴訟の根幹に関わる事実についての認否をしないで、裁判官はまともな判決が書けるのだろうかを強調しました。冠木弁護士は、今回の第2準備書面では、憲法26条を出発点に「子どもの教育権保障の主体は誰か」という問題提起から「教員の教育権」を導き出した中田意見書に基づいて、突っ込んだ議論を展開していることを強調しました。新勤評訴訟は、「国家の教育権か、国民の教育権か」という「教育権」



論争に、具体的な問題を提起したことです。また、冠木弁護士は、これからエンドレスの闘いの始まりであると強調。「いかなる判決が出て、判決は包括的なもので、個別・具体的なところでいくら

でも法廷での闘いも継続が可能である。」新勤評制度そのものに反対する運動としての前進に加えて、法廷闘争と結合した闘いの継続も可能であると。

新証人として法廷に立つことも覚悟した府立高校卒業生のMさんは、「証言ができず残念、これからもおかしいことはおかしいと言っていきたい。」と力強く発言しました。陳述書提出者のうち3名も、陳述した事実についてその実態を強く批判しました。

また、今回の法廷にも途中段階の集計が新証拠として提出された「評価・育成システム」検証アンケート（府立高校で実施）が広範な協力を得て広がっていることが報告されました。今後、さらに検証アンケートを高校以外に広げていくことも呼びかけられました。

さらに、市民向けリーフレット（B4フルカラー）が多くの方々の協力を得て完成し、この集会からその配布をスタートしました。今後、多くの市民に配布していくための協力を呼びかけました。事務局に請求して下さい。

闘いはこれからであり、訴訟で得たすべての成果を運動の中に有効に位置づけ、運動の組織化を進め、訴訟団の培ってきた運動のすそ野をさらに広げましょう。今後の方針についての議論を進めましょう。忌憚のないご意見を訴訟団にお寄せください。

財政拡大をなしとげ、運動をさらに拡大するために カンパ活動へのご協力と新年度会費納入をお願いします。

高裁を舞台にした控訴審も裁判官のひどい訴訟進行により、11月13日の第4回法廷で結審されてしまいました。新勤評反対闘争は、これまでのような裁判闘争に重点を置いた運動から、これまで以上に職場や市民の中での撤回の運動に幅を広げて運動を強化・拡大することになります。このためには、訴訟団の財政の改善・強化を図る必要があります。みなさんからの一層の財政的な支援をお願いしたいと思います。

訴訟団の会計は、9月末の暫定的なもの（訴訟団の会計年度は前年の11月から翌年の10月末）ですが、2008年11月から09年9月末までで100万円を超える赤字となっています。その大きな要因は、ニュース配布の拡大によるニュース発行に関わる費用の増大です。これまで運動の拡大の中で、現在までに、ニュースの発送先は約1,000から1,700宛に、配布部数は約14,000から20,000部に拡大しました。これだけのニュースの発行には印刷を業者に頼まざるを得ず、1号当たり約20万円がかかっています。

市民向けパンフの配付等市民への運動の広がりを強めていくにも、現在続けている検証アンケートの運動を広げるためにも、先ずはこの状況を改善することが必要だと考え、この冬のボーナス期にカンパキャンペーンを行うことにしました。ニュース発送先の方には、カンパ袋を届けて、職場や周りの方からカンパを募っていただくをお願いします。また、訴訟団へのカンパ振込もお願いいたします。給与もボーナスも次々と削減される攻撃にさらされている中ですが、ぜひカンパ活動へのご協力をお願いいたします。なお11月から新しい年度になりますので、原告（1万円）会員（3000円）の会費納入もよろしくをお願いします。

郵便振り込み番号 00950-0-252496 加入者名 評価育成システムに反対する会

大半の教職員が「評価育成システム」の廃止を望んでいる

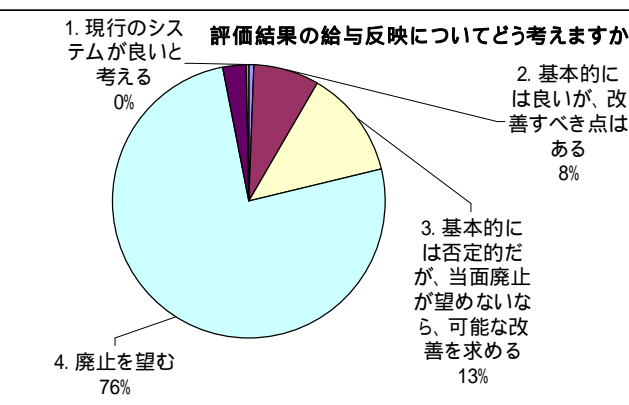
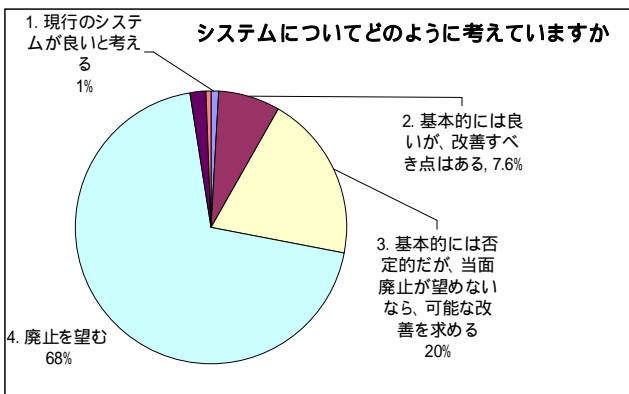
「検証アンケート」の中間報告から

新勤評反対訴訟団「検証アンケート」PT

新勤評反対訴訟団では、10月末から府立高校の教職員に「検証アンケート」活動を行ってきました。回答は多くの学校から返送され、11月23日現在で約55校、655名からの回答が集約されています。このアンケートの結果にも、私たちが裁判の中で主張してきた問題点がはっきりと浮かび上がっています。アンケート集約の最終期限は11月末を目処としていますが、現在までの内容の概要を報告します。

集約された結果のすべてをここに紹介できませんが、主なもののいくつかをあげます。まず、「システムについてどのように考えますか」の問いに対して、「システムは廃止すべき」と68%が答え、「現在のシステムがいい」はわずか0.8%にすぎません。同様に「給与反映についてどう考えますか」では、「給与反映は廃止すべき」が76%で、「現行がいい」は0.5%にすぎません。文字通り圧倒的多数の回答者がシステムと給与反映の廃止を求めています。また、「システムは資質向上に役立っているか」「学校活性化に役立っているか」という設問についても、回答者の4割以上が「全く逆効果」と答え、「どちらかという役に立っていない」を加えると65%以上が否定的に評価しています。府教委が自己申告票を提出しないと昇給しないという事実上の懲戒で強引に押しつけている評価育成システムがいかに教職員に受け入れられていないか、学校現場に害を与えているかをハッキリ示していると思います。「評価結果に納得しましたか」という設問にも同様の結果はでています。「納得できない」27%、「どちらかというとなんて納得できない」15%と4割以上が評価に納得しておらず、「納得した」「どちらかというとなんて納得した」を合わせても3割に足りません。府教委が裁判で「教職員に広く受け入れられている」と公言するシステムが、評価の結果についても多くの教職員が納得せず、不満をいだている事がわかります。

ここではスペースの関係で紹介できませんが、アンケートの各設問の記述欄にはほとんどの人がびっしりと意見を書いています。システムやそれを運用する管理職のやり方に対するさまざまな批判の声が渦巻いています。「教育活動がこんな形で評価できるはずがない」「学校にはふさわしくない制度である」「教員の仕事を見ていない校長が評価できるはずがない」「客観性などない」「評価の基準も全くわからない」「管理職によって違う」「気に入った者を高く評価している」等々。集約されたアンケートを見て教職員がシステムをいかにひどいと感じているか、私たちも改めて認識させられました。このアンケートは12月に入ってから最終集約を行い、記述部分も含めて全体的な評価を行い、正式の報告集としてまとめたいと考えています。結果は改めて皆さんにお知らせするとともに、広く公表して府教委に突きつけたいと思います。



ここでもスペースの関係で紹介できませんが、アンケートの各設問の記述欄にはほとんどの人がびっしりと意見を書いています。システムやそれを運用する管理職のやり方に対するさまざまな批判の声が渦巻いています。「教育活動がこんな形で評価できるはずがない」「学校にはふさわしくない制度である」「教員の仕事を見ていない校長が評価できるはずがない」「客観性などない」「評価の基準も全くわからない」「管理職によって違う」「気に入った者を高く評価している」等々。集約されたアンケートを見て教職員がシステムをいかにひどいと感じているか、私たちも改めて認識させられました。このアンケートは12月に入ってから最終集約を行い、記述部分も含めて全体的な評価を行い、正式の報告集としてまとめたいと考えています。結果は改めて皆さんにお知らせするとともに、広く公表して府教委に突きつけたいと思います。